

No.	郵便番号	医療機関名	住所
1	870-0021	大分府内レディースクリニック	大分市府内町2丁目3-25 コスモビルF5
2	870-0924	ソフィアクリニック	大分市牧3-150
3	870-0933	アンジェリッククリニック浦田	大分市花津留2-10-2
4	870-1143	みやむらレディースクリニック	大分市大字田尻427-2
5	870-0952	いしい産婦人科医院	大分市下郡北3-434-2
6	870-0254	ひらかわ産婦人科医院	大分市横塚2-4-5
7	870-8511	大分県立病院	大分市大字豊饒476
8	870-0128	伊東レディースクリニック	大分市大字森660-1
9	870-0027	大川産婦人科病院	大分市末広町2-4-16
10	870-0021	堀永産婦人科医院	大分市府内町2-5-13
11	870-0883	曾根崎産婦人科医院	大分市大字永興149-3
12	870-1133	安達産婦人科	大分市大字宮崎937-4
13	879-5503	大分大学医学部付属病院	大分市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地
14	874-0919	あおい産婦人科	別府市石垣東8-2-31
15	874-0011	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	別府市大字内かまど1473番地
16	871-8511	中津市民病院	中津市大字下池永173
17	871-0027	藤吉産婦人科	中津市上宮永270番地1
18	877-0005	石井産婦人科	日田市豆田町5-16
19	877-0071	宮原レディースクリニック	日田市玉川町258-1
20	877-0036	みよしクリニック	日田市三芳小淵町121
21	876-0012	産科婦人科すがのウイメンズクリニック	佐伯市鶴岡西町2-113
22	875-0062	さくら産婦人科医院	臼杵市大字野田278番地
23	873-0001	くりやまレディースクリニック	杵築市大字杵築861-12
24	873-0001	みやうちウイメンズクリニック	杵築市杵築字北浜665-501
25	879-0453	佐藤レディースクリニック	宇佐市大字上田1060-2
26	879-0454	宇佐レディースクリニック	宇佐市大字法鏡寺336番地の1
27	879-4413	友成医院	玖珠郡玖珠町大字塚脇128-2

# 大 分 県 分

別表1 健康診査等の内容

令和7年度	
健康診査等の項目	内 容
妊婦一般健康診査 (第1・2・3・4・5・6・7 9・10・12・13・14回・追加分)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③尿化学検査(蛋白・糖) ④超音波
妊婦一般健康診査 (第8回)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③血色素検査 ④血糖検査 ⑤尿化学検査(蛋白・糖) ⑥超音波
妊婦一般健康診査 (第11回)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③血色素検査 ④尿化学検査(蛋白・糖) ⑤超音波
妊婦一般健康診査 血液等検査(第2回)	①血液型(A・B・O血液型、Rh血液型、不規則抗体) ②血色素検査 ③血糖検査 ④HBS抗原検査 ⑤C型肝炎抗体検査 ⑥HIV抗体検査 ⑦HTLV-1抗体検査 ⑧梅毒血清反応検査 ⑨風疹ウイルス抗体検査 ⑩クラミジア抗原検査
妊婦一般健康診査 子宮頸がん検査(第2回)	①子宮頸がん検査
妊婦一般健康診査 B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)	①B群溶血性レンサ球菌検査
乳児一般健康診査 乳幼児精密健康診査	①問診及び診察 一般健康診査の結果、心身の発育発達に関して疾病の疑いがある乳幼児に対し、その必要に応じて行う検査
新生児聴覚スクリーニング検査	①自動ABR(自動聴性脳幹反応) ②OAE(耳音響放射反応)
産婦健康診査	①健康状態・育児環境の把握 ②体重・血圧測定 ③尿化学検査(蛋白・糖) ④精神状態のアセスメント

別表2 健康診査等委託料の額

令和7年度分の受診券	
健康診査等の項目	委託料の額
妊婦一般健康診査 (第1・2・3・4・5・6・7・9)	1回 6,310円
妊婦一般健康診査 (第6・10・12・13・14・追加分)	1回 5,780円
妊婦一般健康診査 (第8回)	1回 9,190円
妊婦一般健康診査 (第11回)	1回 5,170円
妊婦一般健康診査 血液等検査(第2回)	1回 13,950円
妊婦一般健康診査 子宮頸がん検査(第2回)	1回 3,200円
妊婦一般健康診査 B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)	1回 3,700円
乳児一般健康診査(1か月児)	1回 6,000円
乳児一般健康診査(1か月児除く)	1回 5,605円
乳幼児精密健康診査	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額とする
新生児聴覚スクリーニング検査	①自動ABR 1回 5,000円 ②OAE 1回 2,500円 一人につき①②のどちらか1回分
産婦健康診査	1回 5,000円

令和6年度

令和6年度	
健康診査等の項目	内 容
妊婦一般健康診査 (第1・2・3・4・5・6・7 9・10・12・13・14回・追加分)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③尿化学検査(蛋白・糖)
妊婦一般健康診査 (第8回)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③血色素検査 ④血糖検査 ⑤尿化学検査(蛋白・糖)
妊婦一般健康診査 (第11回)	①問診及び診察 ②血圧・体重測定 ③血色素検査 ④尿化学検査(蛋白・糖)
妊婦一般健康診査 血液等検査(第2回)	①血液型(A・B・O血液型、Rh血液型、不規則抗体) ②血色素検査 ③血糖検査 ④HBS抗原検査 ⑤C型肝炎抗体検査 ⑥HIV抗体検査 ⑦HTLV-1抗体検査 ⑧梅毒血清反応検査 ⑨風疹ウイルス抗体検査 ⑩クラミジア抗原検査
妊婦一般健康診査 子宮頸がん検査(第2回)	①子宮頸がん検査
妊婦一般健康診査 B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)	①B群溶血性レンサ球菌検査
妊婦超音波検査 乳児一般健康診査	出産予定日において、35歳以上の妊婦に対する超音波検査
乳幼児精密健康診査	①問診及び診察 一般健康診査の結果、心身の発育発達に関して疾病の疑いがある乳幼児に対し、その必要に応じて行う検査
新生児聴覚スクリーニング検査	①自動ABR(自動聴性脳幹反応) ②OAE(耳音響放射反応)
産婦健康診査	①健康状態・育児環境の把握 ②体重・血圧測定 ③尿化学検査(蛋白・糖) ④精神状態のアセスメント

別表2 健康診査等委託料の額

令和6年度分の受診券	
健康診査等の項目	委託料の額
妊婦一般健康診査 (第1・2・3・4・5・6・7 9・10・12・13・14回・追加分)	1回 5,040円
妊婦一般健康診査 (第8回)	1回 8,170円
妊婦一般健康診査 (第11回)	1回 6,620円
妊婦一般健康診査 血液等検査(第2回)	1回 15,980円
妊婦一般健康診査 子宮頸がん検査(第2回)	1回 3,360円
妊婦一般健康診査 B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)	1回 3,100円
妊婦超音波検査	1回 5,300円
乳児一般健康診査	1回 5,605円
乳幼児精密健康診査	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額とする
新生児聴覚スクリーニング検査	①自動ABR 1回 5,000円 ②OAE 1回 2,500円 一人につき①②のどちらか1回分
産婦健康診査	1回 5,000円

## 妊産婦乳児健康診査費等請求書添表

令和 年 月 分

保 険 者	市 町 村					殿	県 番	医 療 機 関 コー ド
	コード						4 4	

令和 年 月 日 下記のとおり請求する。

保険医療機関の  
所在地及び名称

種 別		単 価	請 求 件 数	請 求 金 額 (血液等検査のみ)
名 称	コード			
妊婦一般健康診査(第8回)	1	9,190 円		/
妊婦一般健康診査(第11回)	2	8,170 円		/
妊婦一般健康診査(1回～5回、7回、9回)	3	6,310 円		/
妊婦一般健康診査(6回、10回、12～14回)	4	5,780 円		/
妊婦一般健康診査(追加分)	5	5,780 円		/
血液等検査(第2回)受診票A (血液検査全項目)	11	13,950 円		/
血液等検査(第2回)受診票A (上記以外)	12	-		/
子宮頸がん検査(第2回)受診票B	21	3,200 円		/
B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)受診票C	22	3,700 円		/
乳児一般健康診査(1か月児)	31	6,000 円		/
乳児一般健康診査(1か月児除く)	32	5,605 円		/
新生児聴覚スクリーニング検査(自動ABR)	41	5,000 円		/
新生児聴覚スクリーニング検査(OAE)	42	2,500 円		/
産婦健康診査	51	5,000 円		/
合 計				

※ 本用紙は各市町村ごとに添付してください。

※ 血液等検査(第2回)受診票Aについては、血液検査全項目を実施した場合(13,950円)と、そうでない場合(一部の検査のみ実施)に分類し、件数と金額を記入してください。

※ 新生児聴覚スクリーニング検査は、一人につきどちらか1回分の件数を記入してください。

## 妊産婦乳児健康診査費等合計表

令和 年 月分

県 番	医療機関コード
4 4	

保険医療機関の  
所在地及び名称

電話番号	(       )
------	-----------

種 別		単価	請求件数	請求金額 (血液等検査のみ)
名 称	コード			
妊婦一般健康診査(第8回)	1	9,190 円		/
妊婦一般健康診査(第11回)	2	8,170 円		/
妊婦一般健康診査(1回～5回、7回、9回)	3	6,310 円		/
妊婦一般健康診査(6回、10回、12～14回)	4	5,780 円		/
妊婦一般健康診査(追加分)	5	5,780 円		/
血液等検査(第2回)受診票A (血液検査全項目)	11	13,950 円		/
血液等検査(第2回)受診票A (上記以外)	12	—		/
子宮頸がん検査(第2回)受診票B	21	3,200 円		/
B群溶血性レンサ球菌検査 (第10回)受診票C	22	3,700 円		/
乳児一般健康診査(1か月児)	31	6,000 円		/
乳児一般健康診査(1か月児除く)	32	5,605 円		/
新生児聴覚スクリーニング検査(自動ABR)	41	5,000 円		/
新生児聴覚スクリーニング検査(OAE)	42	2,500 円		/
産婦健康診査	51	5,000 円		/
合 計				

※ 本用紙は各医療機関ごとに添付してください。

※ 血液等検査(第2回)受診票Aについては、血液検査全項目を実施した場合(13,950円)と、そうでない場合(一部の検査のみ実施)に分類し、件数と金額を記入してください。

※ 新生児聴覚スクリーニング検査は、一人につきどちらか1回分の件数を記入してください。

# 福岡県分

## 妊婦健診集合契約におけるスキーム

### 1 委託する健診

妊婦健康診査

### 2 令和7年度の契約単価及び健診項目について

福岡県医師会と合意した契約内容に準拠

### 3 契約の方法について

市町村が福岡県に委任状を提出し、福岡県と他県医師会とで契約を行う、集合契約方式

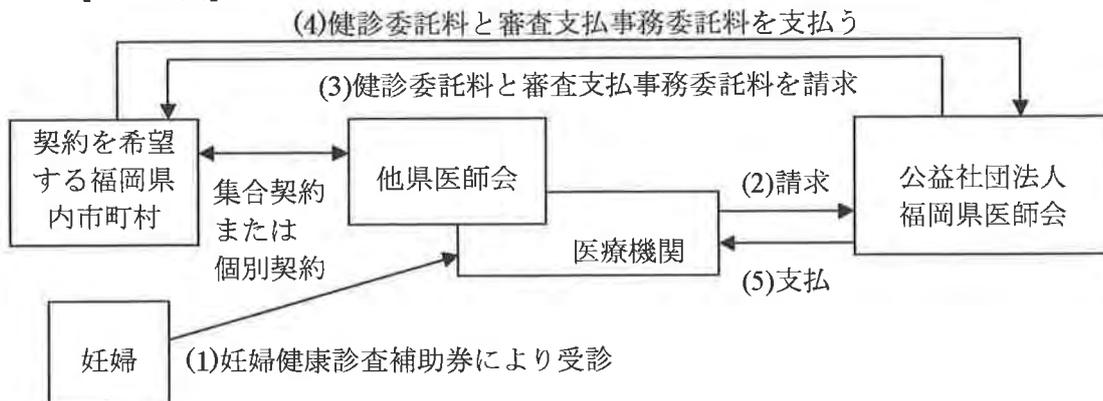
### 4 集合契約の手順について

①	【県→市町村】	委任状の送付依頼
②	【市町村→県】	委任状を作成、県へ送付
③	【県→福岡県医師会】	契約書を作成し、委任状とともに福岡県医師会へ送付
④	【福岡県医師会→県】	内容を確認後、契約書と委任状を福岡県へ送付
⑤	【県→他県医師会】	契約書と委任状を、他県医師会へ送付
⑤	【他県医師会→県】	契約締結、契約書を福岡県へ送付
⑥	【県→市町村】	契約書を受領後、写しを市町村に送付

### 5 請求、支払の方法について

- (1) 医療機関は、「妊婦健康診査補助券」により、健康診査を実施する。
- (2) 請求書の提出は、結果票（請求用）を添付の上、福岡県医師会に送付する。
- (3) 福岡県医師会は、請求内容を審査の上、各市町村に、健診委託料と審査支払事務委託料を併せて請求する。
- (4) 各市町村は、当該健診委託料と審査支払事務委託料を福岡県医師会に支払う。
- (5) 福岡県医師会は、(4)における健診委託料を当該医療機関に支払う。

#### 【フロー図】



福岡医発第 3357 号 (地)  
令和 7 年 3 月 25 日

大分県医師会  
会長 河野 幸治 殿

福岡県医師会  
会長 蓮澤 浩明  
(公印省略)

### 令和 7 年度福岡県における妊婦健康診査の実施について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本県の妊婦健康診査につきまして、本会並びに福岡県産婦人科医会と市町村の協議の結果、令和 7 年度より【別紙 1】のとおり超音波検査（1 回）及び子宮頸がん検査（細胞診）（1 回）を追加して実施することとなりましたのでご連絡いたします。

超音波検査については、これまで受診券 1 回目（妊娠 8 週）、8 回目（妊娠 30 週）、12 回目（妊娠 37 週）において実施されていたところですが、国の「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に準じて 4 回目（妊娠 20 週）の検査項目として追加されました。また、子宮頸がん検査は 1 回目～14 回目のいずれかの受診券と併用する別券として 1 回追加し、検査単価は 3,560 円となっております。請求方法等については、下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了知いただき、妊婦健康診査を実施いただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙 3 の医療機関へは、別添のとおり本会より直接通知しております。

### 記

1. 検査項目・単価表 . . . 別紙 1 参照  
※ご不明な点等、お問合せは各市町村窓口へ直接お尋ね下さい。
2. 委託契約締結市町村 . . . 別紙 2 参照

### 【 添 付 資 料 】

- 別紙 1：福岡県における妊婦健康診査検査項目・単価表
- 別紙 2：委託契約締結市町村担当課一覧
- 別紙 3：大分県内医療機関一覧

令和7年度 妊婦健康診査検査項目及び単価

補助券番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	別券	
妊娠週数	8	12	16	20	24	26	28	30	32	34	36	37	38	39		
基本健診	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
血液検査	血液型(ABO、Rh血液型)	○														
	末梢血液一般	○														
	不規則抗体(間接クームス)	○														
	梅毒血清反応検査	○														
	B型肝炎抗原検査	○														
	C型肝炎抗体検査	○														
	HIV抗体検査	○														
	風疹ウイルス抗体検査	○														
	血液学的検査判断料	○														
	免疫学的検査判断料	○														
	血液採取料等	○														
	HTLV-I抗体検査	○														
	貧血						○		○							
	グルコース(血糖検査)	○							○							
分泌物検査	性器クラミジア検査						○									
	B群溶血性レンサ球菌検査										○					
	子宮頸がん検査														◎	
超音波検査	○			◎				○				○				
保健指導(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
健診費用算定基本額(市町村助成額)	21,080	5,100	5,100	9,880	5,100	6,690	8,700	13,020	5,100	5,100	8,300	9,880	5,100	5,100	3,560	110,810

## 令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

## 別紙2

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
1	北九州市	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	子育て支援課	093-582-2082
2	中間市	809-0018	中間市通谷1-36-10	健やか育成課	093-245-8717
3	芦屋町	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2-20	健康・こども課	093-223-3577
4	水巻町	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	健康課	093-202-3212
5	岡垣町	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	子育てあんしん課	093-282-1211
6	遠賀町	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	健康こども課	093-293-1400
7	行橋市	824-8601	行橋市中央1-1-1	子ども支援課	0930-25-1111
8	苅田町	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	こども課	093-436-5115
9	みやこ町	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960	子育て・健康支援課	0930-32-2725
10	豊前市	828-8501	豊前市大字吉木955 豊前市総合福祉センター内	健康長寿推進課	0979-82-8138
11	築上町	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2	子育て・健康支援課	0930-56-0300
12	吉富町	871-0811	築上郡吉富町大字広津342 吉富あいあいセンター	子育て健康課	0979-23-9900
13	上毛町	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1	子ども未来課	0979-72-3127
14	福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	こども健やか課	092-711-4065
15	春日市	816-0851	春日市昇町1-120 いきいきプラザ	子育て支援課	092-584-1015
16	大野城市	816-8510	大野城市曙町2-2-1	こども家庭センター	092-580-1978
17	筑紫野市	818-8686	筑紫野市石崎1-1-1	こども家庭課	092-923-1115
18	太宰府市	818-0125	太宰府市五条3-7-1	子育て支援課	092-555-6781
19	那珂川市	811-1292	那珂川市西隈1-1-1	こども応援課	092-953-2211
20	糸島市	819-1192	糸島市前原西1-1-1	子育て支援課	092-332-2095
21	宇美町	811-2131	糟屋郡宇美町貴船2-28-1	こどもみらい課	092-933-0777
22	篠栗町	811-2417	糟屋郡篠栗町中央1-9-2	健康課	092-947-8888
23	志免町	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1-1-1	子育て支援課	092-935-1473
24	須恵町	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771	こども家庭課	092-687-1530

## 令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
25	新宮町	811-0124	糟屋郡新宮町新宮東2-5-1 シーオーレ新宮	子育て支援課	092-963-2995
26	古賀市	811-3116	古賀市庄205	子ども家庭センター	092-942-1515
27	久山町	811-2501	糟屋郡久山町大字久原1822-1	健康課	092-976-3377
28	粕屋町	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	こども家庭センター	092-410-3262
29	宗像市	811-3492	宗像市東郷1-1-1	子ども家庭センター	0940-36-1365
30	福津市	811-3293	福津市中央1-1-1	子育て世代包括支援課	0940-34-3352
31	直方市	822-8501	直方市殿町7-1	子育て・障がい支援課	0949-25-2114
32	小竹町	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167-1	健康こども課	0949-62-1864
33	鞍手町	807-1392	鞍手郡鞍手町大字小牧2080-2	健康こども課	0949-42-2117
34	宮若市	823-0011	宮若市宮田29-1	こども家庭課母子保健係	0949-32-0570
35	田川市	825-8501	田川市中央町1-1	子育て支援課こども家庭センター	0947-85-7179
36	香春町	822-1492	田川郡香春町大字高野994	保険健康課	0947-32-8401
37	添田町	824-0691	田川郡添田町大字添田2151番地	健康子育て応援課	0947-31-5001
38	糸田町	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	子育て支援課	0947-26-1233
39	川崎町	827-8051	田川郡川崎町大字田原789-2	健康づくり課	0947-72-7083
40	福智町	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	こども課	0947-22-3700
41	大任町	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067	住民課衛生係	0947-63-3003
42	赤村	824-0432	田川郡赤村大字内田1188	住民課	0947-62-3000
43	飯塚市	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	こども家庭課	0948-43-3305
44	桂川町	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361番地	健康福祉課	0948-65-2201
45	嘉麻市	820-0592	嘉麻市上臼井446-1	子育て支援課	0948-62-5715
46	久留米市	830-8520	久留米市城南町15-3	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
47	大牟田市	836-8666	大牟田市有明町2-3	子ども家庭課	0944-41-2661
48	八女市	834-0031	八女市本町647	子育て支援課	0943-24-8282

## 令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
49	筑後市	833-8601	筑後市大字山ノ井898	こども家庭サポートセンター	0942-48-1968
50	広川町	834-0115	八女郡広川町新代1804-1	子ども課こどもまんなか係	0943-32-1194
51	朝倉市	838-0068	朝倉市甘木198-1	健康課	0946-22-8571
52	筑前町	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373	こども課	0946-42-6653
53	東峰村	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	住民福祉課	0946-74-2311
54	小郡市	838-0126	小郡市二森1167-1	こども家庭支援課	0942-72-6666
55	大刀洗町	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	健康課	0942-77-1377
56	大川市	831-0031	大川市大字上巻387番地 モッカランド	子ども未来課	0944-32-8584
57	大木町	830-0416	三潁郡大木町大字八町牟田255-1	こども未来課	0944-32-1022
58	柳川市	832-8601	柳川市本町87-1	子育て支援課	0944-77-8170
59	みやま市	835-8601	みやま市瀬高町小川5	こども家庭センター	0944-64-1520
60	うきは市	839-1393	うきは市吉井町新治316	保健課	0943-75-4960

写

福県医発第 3356 号 (地)  
令和 7 年 3 月 25 日

各医療機関長 殿

福岡県医師会  
会長 蓮澤 浩明  
(公印省略)

令和 7 年度福岡県における妊婦健康診査の実施について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本県の妊婦健康診査につきまして、本会並びに福岡県産婦人科医会と市町村の協議の結果、令和 7 年度より【別紙 1】のとおり超音波検査（1 回）及び子宮頸がん検査（細胞診）（1 回）を追加して実施することとなりましたのでご連絡いたします。

超音波検査については、これまで受診券 1 回目（妊娠 8 週）、8 回目（妊娠 30 週）、12 回目（妊娠 37 週）において実施されていたところですが、国の「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に準じて 4 回目（妊娠 20 週）の検査項目として追加されました。また、子宮頸がん検査は 1 回目～14 回目のいずれかの受診券と併用する別券として 1 回追加し、検査単価は 3,560 円 となっております。請求方法等については、下記のとおりです。

つきましては、本件についてご了知いただき、妊婦健康診査を実施いただきますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 請求書についても改訂いたしましたので、併せてお送りいたします。令和 7 年 4 月以降実施分からは改訂後の様式をご使用いただき、改訂前の様式は廃棄していただきますようお願いいたします。また、請求時における留意事項等は下記のとおりとなりますので、よく内容をご確認のうえご請求くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に実施された妊婦健康診査の請求書につきましては、令和 7 年 4 月 10 日（木）まで（令和 6 年度 3 月分の提出期日）にご提出いただくこととなっておりますので、請求に漏れがないよう、今一度ご確認の上、期限内に必ずご提出いただきますようお願いいたします。
- 3) 補助券につきましては、妊婦さんの状態、受診状況等により順番を入れかえて実施する必要がある場合には、主治医の判断で実施をお願いいたします。

記

1. 検査項目・単価 …… 別紙 1 参照

※ご不明な点等、お問合せは各市町村窓口へ直接お尋ね下さい。

## 2. 委託契約締結市町村・・・別紙4参照

## 3. 超音波検査1回分追加について

超音波検査の追加に伴い、各市町村が令和7年4月以降に妊婦さんに配布する分より受診券4回目が改訂されます。令和7年4月以降に、超音波検査項目の記載がない旧受診券を使用して受診された場合は、【別紙2】のとおり受診券の余白に「超音波検査実施」の記載と、特記事項があればご記入ください。

## 4. 子宮頸がん検診の導入について

子宮頸がん検診については、1回分の受診券が別券として追加され、妊婦健康診査受診券(①~⑭のいずれか)と併用することとなっております。各市町村が令和7年4月以降に妊婦さんに配布する分より14回分の受診券と一緒に別券が配布されます。なお、別券は「3枚複写受診券」又は【別紙3】の1枚様式「子宮頸がん検診受診券【請求用】」の2種類があり、市町村によって配布するものが異なります。

また、令和6年度配布の受診券と併用して子宮頸がん検診を実施する場合は、近隣の各市町村から実施医療機関へ3月中にいずれかの別券が配布されるため、そちらをご使用ください。別券が不足した場合は、医療機関所在地の市町村へご連絡をお願いいたします。【別紙3】の1枚様式を使用する場合は、医療機関控えとしてコピーをとり、原本は請求用として本会へ送付してください。本人控えの代わりに検診結果を母子健康手帳(検査の記録・妊娠中の経過の記録欄等)にご記入いただくか、別券のコピーをお渡しくください。

## 5. 請求時における留意事項

請求に際しては、下記の事項にご留意下さい。

- ① 受診者の居住地(受診日において住民票登録がある市町村)を必ずご確認ください。  
※補助券発行市町村と受診者の住所が異なる場合は、支払いを受けることができません。
- ② 補助券は必ず【請求用】を添付して下さい。「医療機関控」では請求が受け付けられません。
- ③ 請求に際し、補助券の記入漏れが多数見受けられます。特に血色素検査や血糖検査の値、B群溶血性連鎖球菌検査及び性器クラミジア検査の実施の有無(実施の場合には必ず「実施」に○印を記入してください。)、判定、健診月日など、必ず記入漏れ等がないよう十分にご確認のうえ請求して下さい。(無記入の場合は支払いを受けることができません)
- ④ 請求書は必ず、市町村別に作成して下さい。  
※請求書には、市町村名・件数・金額を記入し、補助券枚数と請求書の件数が合うことをご確認の上、3部複写中、1枚目・2枚目を福岡県医師会地域医療課に提出して下さい。
- ⑤ 補助券は、請求書の区分ごと(基本健診・妊娠初期血液検査、基本健診等)に並べてクリップ止めをお願いいたします。ホッチキス止め、ひも綴じ等はご遠慮下さいますようお願いいたします。

- ⑥ 請求は月末締めで、必ず毎月10日まで（県医師会必着）に提出して下さい。市町村の支払いの都合上、数ヶ月分まとめて提出することがないようお願いいたします。
- ⑦ 福岡県の請求書が不足した場合は、福岡県医師会地域医療課（Tel：092-431-4564）までご連絡ください。
6. 受診券は無料券ではなく補助券であるため、各医療機関において、本契約における検査項目【別紙1】以外の検査が必要と判断し実施された場合には、妊婦さんの自己負担が発生いたします。

【 添 付 資 料 】

- 別紙1：福岡県における妊婦健康診査検査項目・単価表  
別紙2：新規受診券と令和6年度受診券における記載例等  
別紙3：子宮頸がん検診受診券【請求用】  
別紙4：市町村担当課一覧

令和7年度 妊婦健康診査検査項目及び単価

補助券番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	別券	
妊娠週数	8	12	16	20	24	28	28	30	32	34	36	37	38	39		
基本健診	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
血液検査	血液型(ABO、Rh血液型)	○													/	
	末梢血液一般	○													/	
	不規則抗体(間接クームス)	○													/	
	梅毒血清反応検査	○													/	
	B型肝炎抗原検査	○													/	
	C型肝炎抗体検査	○													/	
	HIV抗体検査	○													/	
	風疹ウイルス抗体検査	○													/	
	血液学的検査判断料	○													/	
	免疫学的検査判断料	○													/	
	血液採取料等	○													/	
	HTLV-I抗体検査	○													/	
	貧血						○		○						/	
	グルコース(血糖検査)	○							○						/	
分泌物検査	性器クラミジア検査						○								/	
	B群溶血性レンサ球菌検査										○				/	
	子宮頸がん検査														◎	
超音波検査	○			◎				○				○			/	
保償指導(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
健診費用算定基本 (※) (市町村助成額)	21,080	5,100	5,100	9,880	5,100	6,690	8,700	13,020	5,100	5,100	8,300	9,880	5,100	5,100	3,560	116,810

超音波検診 1 回分追加について

【令和6年度（旧受診券）】  
超音波検査記入方法

基本健診受診券				4回	
○太枠内は、ご本人で記入してください。					
住民票のある市町村名	母子健康手帳番号	交付番号	妊娠届出年月日	年 月 日	
妊婦氏名	生年月日	平成 昭和	年 月 日		
住民票のある所					
検査結果	出産予定日	年 月 日			
<input type="checkbox"/> すべての検査を行いました。	妊娠 週	週			
血圧測定	/ mmHg	判定			
浮腫	- ± + #	1. 経過観察			
尿蛋白	- ± + #	2. 要経過観察			
尿糖	- ± + # #	3. 要精密			
体重 ( ) kg	無・有 [ ]	4. 要治療 (病名: )			
健診月日	年 月 日	市町村への連絡事項			
委託健診機関の名称	超音波検査実施 (特記事項があれば記入)				
所在地	市町村長				
委託機関の長	健診機関の長 (健診機関活用) ①				

【令和7年度（新規受診券）】  
令和7年4月より配布

基本健診・超音波検査受診券				4回	
○太枠内は、ご本人で記入してください。					
住民票のある市町村名	母子健康手帳番号	交付番号	妊娠届出年月日	年 月 日	
妊婦氏名	生年月日	平成 昭和	年 月 日		
住民票のある所					
検査結果	出産予定日	年 月 日			
血圧測定	/ mmHg	妊娠 週			
浮腫	- ± + #	超音波検査			
尿蛋白	- ± + #	特記事項 ( )			
尿糖	- ± + # #	判定			
体重 ( ) kg	無・有 [ ]	1. 経過観察			
健診月日	年 月 日	2. 経過観察			
委託健診機関の名称	市町村への連絡事項				
所在地	無・有 [ ]				
委託機関の長	市町村長				
健診機関の長	健診機関の長 (健診機関活用) ①				

子宮頸がん検診の導入について

【令和7年度（新規受診券）】

子宮頸がん検診受診券				別券	
○太枠内は、ご本人で記入してください。					
住民票のある市町村名	母子健康手帳番号	交付番号	妊娠届出年月日	年 月 日	
妊婦氏名	生年月日	平成 昭和	年 月 日		
住民票のある所					
検診の結果	細胞診判定				
<input type="checkbox"/> NILM(正常) <input type="checkbox"/> ASC-US <input type="checkbox"/> ASC-H <input type="checkbox"/> LSIL (HPV感染 軽度異形成) <input type="checkbox"/> HSIL (中重度異形成・高度異形成 上皮内癌) <input type="checkbox"/> SCC(扁平上皮癌) <input type="checkbox"/> AGC(腺癌形又は腺癌疑) <input type="checkbox"/> AIS(上皮内癌) <input type="checkbox"/> Adenocarcinoma(腺癌) <input type="checkbox"/> Other malig(その他悪性腫瘍)					
判定区分					
1 異常なし 2 要精密 3 判定不能 4 他の疾患					
妊娠	週	市町村への連絡事項			
健診月日	年 月 日	無・有 [ ]			
委託健診機関の名称	市町村長				
所在地	健診機関の長 (健診機関活用) ①				
委託機関の長	健診機関の長				



令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

別紙4

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
1	北九州市	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	子育て支援課	093-582-2082
2	中間市	809-0018	中間市通谷1-36-10	健やか育成課	093-245-8717
3	芦屋町	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2-20	健康・こども課	093-223-3577
4	水巻町	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1	健康課	093-202-3212
5	岡垣町	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	子育てあんしん課	093-282-1211
6	遠賀町	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	健康こども課	093-293-1400
7	行橋市	824-8601	行橋市中央1-1-1	子ども支援課	0930-25-1111
8	苅田町	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	こども課	093-436-5115
9	みやこ町	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960	子育て・健康支援課	0930-32-2725
10	豊前市	828-8501	豊前市大字吉木955 豊前市総合福祉センター内	健康長寿推進課	0979-82-8138
11	築上町	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2	子育て・健康支援課	0930-56-0300
12	吉富町	871-0811	築上郡吉富町大字広津342 吉富あいあいセンター	子育て健康課	0979-23-9900
13	上毛町	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1	子ども未来課	0979-72-3127
14	福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	こども健やか課	092-711-4065
15	春日市	816-0851	春日市昇町1-120 いきいきプラザ	子育て支援課	092-584-1015
16	大野城市	816-8510	大野城市曙町2-2-1	こども家庭センター	092-580-1978
17	筑紫野市	818-8688	筑紫野市石崎1-1-1	こども家庭課	092-923-1115
18	太宰府市	818-0125	太宰府市五条3-7-1	子育て支援課	092-555-6781
19	那珂川市	811-1292	那珂川市西隈1-1-1	こども応援課	092-953-2211
20	糸島市	819-1192	糸島市前原西1-1-1	子育て支援課	092-332-2095
21	宇美町	811-2131	糟屋郡宇美町貴船2-28-1	こどもみらい課	092-933-0777
22	篠栗町	811-2417	糟屋郡篠栗町中央1-9-2	健康課	092-947-8888
23	志免町	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1-1-1	子育て支援課	092-935-1473
24	須恵町	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771	こども家庭課	092-687-1530

令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
25	新宮町	811-0124	糟屋郡新宮町新宮東2-5-1 シーオーレ新宮	子育て支援課	092-963-2995
26	古賀市	811-3116	古賀市庄205	子ども家庭センター	092-942-1515
27	久山町	811-2501	糟屋郡久山町大字久原1822-1	健康課	092-976-3377
28	粕屋町	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	こども家庭センター	092-410-3262
29	宗像市	811-3492	宗像市東郷1-1-1	子ども家庭センター	0940-36-1365
30	福津市	811-3293	福津市中央1-1-1	子育て世代包括支援課	0940-34-3352
31	直方市	822-8501	直方市殿町7-1	子育て・障がい支援課	0949-25-2114
32	小竹町	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167-1	健康こども課	0949-62-1864
33	鞍手町	807-1392	鞍手郡鞍手町大字小牧2080-2	健康こども課	0949-42-2117
34	宮若市	823-0011	宮若市宮田29-1	こども家庭課母子保健係	0949-32-0570
35	田川市	825-8501	田川市中央町1-1	子育て支援課こども家庭センター	0947-85-7179
36	香春町	822-1492	田川郡香春町大字高野994	保険健康課	0947-32-8401
37	添田町	824-0691	田川郡添田町大字添田2151番地	健康子育て応援課	0947-31-5001
38	糸田町	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	子育て支援課	0947-26-1233
39	川崎町	827-8051	田川郡川崎町大字田原789-2	健康づくり課	0947-72-7083
40	福智町	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	こども課	0947-22-3700
41	大任町	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067	住民課衛生係	0947-63-3003
42	赤村	824-0432	田川郡赤村大字内田1188	住民課	0947-62-3000
43	飯塚市	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	こども家庭課	0948-43-3305
44	桂川町	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361番地	健康福祉課	0948-65-2201
45	嘉麻市	820-0592	嘉麻市上臼井446-1	子育て支援課	0948-62-5715
46	久留米市	830-8520	久留米市城南町15-3	子ども未来部こども子育てサポートセンター	0942-30-9731
47	大牟田市	836-8666	大牟田市有明町2-3	子ども家庭課	0944-41-2661
48	八女市	834-0031	八女市本町647	子育て支援課	0943-24-8282

## 令和7年度 妊婦健診公費負担実施一覧

番号	市町村名	〒	住所	担当課	TEL
49	筑後市	833-8601	筑後市大字山ノ井898	こども家庭サポートセンター	0942-48-1968
50	広川町	834-0115	八女郡広川町新代1804-1	子ども課こどもまんなか係	0943-32-1194
51	朝倉市	838-0068	朝倉市甘木198-1	健康課	0946-22-8571
52	筑前町	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373	こども課	0946-42-6653
53	東峰村	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	住民福祉課	0946-74-2311
54	小郡市	838-0126	小郡市二森1167-1	こども家庭支援課	0942-72-6666
55	大刀洗町	830-1298	三井郡大刀洗町大字冨多819	健康課	0942-77-1377
56	大川市	831-0031	大川市大字上巻387番地 モッカランド	子ども未来課	0944-32-8584
57	大木町	830-0416	三潁郡大木町大字八町牟田255-1	子ども未来課	0944-32-1022
58	柳川市	832-8601	柳川市本町87-1	子育て支援課	0944-77-8170
59	みやま市	835-8601	みやま市瀬高町小川5	こども家庭センター	0944-64-1520
60	うきは市	839-1393	うきは市吉井町新治316	保健課	0943-75-4960

小国町 (熊本県)分

(別表)

## 令和7年度 小国町における妊婦健診実施内容及び料金

受診券番号	週数 (目安)	実施内容	委託金額	
1	初回	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体）、血算（貧血）、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸癌検査（細胞診）、風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、HTLV-1抗体価検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査、臍分泌物細菌検査	¥22,360	
2	12～15週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	
3	16～19週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	¥8,990	
4	20～23週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	¥8,990	
5	24週～	健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	
6		健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	¥8,990	
7		健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	
8		健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）、血糖	¥8,000	
9		健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	
10		～35週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、GBS	¥7,820
11		36週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）	¥6,750
12	37週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	¥8,990	
13	38週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	
14	39週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	¥5,060	

14回計 111,250円



南小国町 (熊本県)分



## 【別表】

回数	週数 (目安)	実施内容	基準額 (円) ※消費税及び 地方消費税を含む
初回	~12週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型 (ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体)、血算 (貧血)、血糖、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査 (細胞診)、風疹ウイルス抗体価検査、HIV 抗体価検査、HTLV-1 抗体価検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査、膣分泌物細菌検査	22,360
2	12~15週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
3	16~19週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	8,990
4	20~23週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	8,990
5	24 ~ 35 週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
6		健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	8,990
7		健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
8		健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算 (貧血)、血糖	8,000
9		健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
10		健康状態の把握、定期検査、保健指導、GBS	7,820
11	36週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算 (貧血)	6,750
12	37週	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	8,990
13	38週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
14	39週	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,060
合計			111,250



## 【別記】

# 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は甲自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### (実地調査)

第10 乙は、必要があると認めるときは、甲がこの契約による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

### (事故報告)

第11 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (契約の解除)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約を解除することができる。

### (損害賠償)

第13 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。